

利用規約・免責事項

パーソナルトレーニング規約

第 1 条（定義）

本規約は、株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に対して提供するパーソナルトレーニング（以下「本プログラム」といいます。）の提供条件を定めるものです。

お客様が、施設利用日において、本プログラムを利用するにあたり適用されます。本規約に定めのない事項については、当社が運営する施設の会員会則（以下「会員会則」といいます。）を適用するものとします。なお、本規約に会員会則と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。

本プログラムには、当社がパッケージ販売する「徒手筋膜リリース」と、お客様の目標や目的に合わせ個別に専用メニューを作成し実施する「パーソナルトレーニング」の 2 種類があります。なお、パッケージプログラムは、原則としてワンタイム（1 回のみで終了）となります。

本規約において、本プログラムにおける個別指導は、インストラクター（パーソナルトレーナー）を介する運動やストレッチ、カウンセリング、測定等を総称して「トレーニング」と定義します。

第 2 条（パッケージプログラム）

当社とお客様との本プログラムにおける個別のパーソナルトレーニング契約（以下「個別契約」という。）は、契約ごとに当社が定めるトレーニング内容、期間、頻度、回数、金額等を記載した当社指定の各種申込書（以下「申込書」といいます。）及び「申込事前健康チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）にお客様が所定の事項を記入して提出し、当該申込を当社が承諾したときに成立するものとします。また、最後の本プログラムの利用から相当期間経過したときで、当社の指示がある場合、再度チェックリストの提出が必要となります。

第 3 条（料金支払）

申込

お客様が、第 2 条に基づきパッケージプログラムを申し込む場合、本プログラム料金を、個別契約の成立時に支払うものとします。支払い方法は別途当社が定めます。

トレーニング実施日決定およびキャンセル方法

お客様がパッケージプログラムの実施を希望する場合、原則としてトレーニング実施希望日の 2 日前までに手続きを行い、当社の承認を得た上で実施日を決定するものとします。

お客様が、前号に従い決定したトレーニングの予約をキャンセルする場合、トレーニング実施日前日、施設の受付時間終了までに、当社に対しキャンセルの連絡をするものとします。お客様が当該受付時間を

過ぎてからキャンセルをする場合、個別契約で定めたトレーニング 1 回分を実施したものととして取り扱いま
す。ただし、当社の都合および天災により、プログラムの実施が出来なかった場合はこれにあたりません。

料金及び利用条件

パッケージプログラムの料金は、別途当社がホームページ、パンフレット、チラシ及び館内掲示物等に定め
るとおりです。当該料金には、トレーニング受講に伴う施設利用料が含まれており、お客様は、受講当日
において、トレーニング開始時刻の 5 分前以降にチェックイン、及びトレーニング終了時刻の 60 分後まで
にチェックアウトするものとします（施設の営業時間内に限ります）。

お客様が利用できるエリアは、トレーニングルーム、パウダールーム、フロントフロアとなります。

個別契約の有効期間

お客様は、パッケージプログラムが特定の期間内に集中してトレーニングを行なうことで効果が期待できる
ものであることを認識し、申込書に定めた実施期間内に、指定された頻度でトレーニングを実施するもの
とします。

当社の責に帰すべき事由により、個別契約期間終了までに予定していた回数のトレーニングを実施でき
なかった場合、プログラム契約期間終了日から 1 週間以内に限り、予定していた回数に達するまでトレ
ーニングを継続して実施できるものとします。ただし、プログラム契約期間終了日から 1 週間を超過すると、
未消化のトレーニングが残存する場合であっても、同プログラムは完了したものとします。

第 4 条（プログラム料金の不返還）

当社とお客様との間で個別契約が成立した後は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社は
お客様から支払われた本プログラム料金を返還いたしません。

第 5 条（留意事項）

お客様は、トレーニングにあたり、以下各号について特に留意するものとします。

1. トレーニングの実施施設の混雑状況や本プログラム実施内容により、当社から案内する 1 回あたり
のトレーニング実施時間が前後する場合があること。
2. トレーニング（特にストレッチや測定）を実施する際、身体に触れて指導すること。
3. お客様は、トレーニングが、医療行為および医業類似行為とは異なること、当社の提供するサービス
は体力向上やコンディション（調子）を整える指導やアドバイス、または情報提供に留まることを理
解した上で契約するものとします。

第 6 条（チェックリストの提出およびコンディションの申告）

1. お客様は、本プログラム申込時に当社指定のチェックリストを提出します。また、その内容が事実反
しないことを保証するものとし、トレーニング実施日当日のコンディションを当社に申告するものとします。
2. 当社は、お客様の申告に基づき、当日のトレーニングを実施するか決めるものとします。また、トレーニ

ング中、お客様が体調不良と認められる場合、トレーニングを中止する場合があります。

3. チェックリストに記載のない事由または当社に申告しなかった事由により、お客様に発生した傷害等については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. お客様は、トレーニング中、身体に痛みや何らかの違和感を覚える運動や動きがある場合は、速やかに担当パーソナルトレーナーに伝えるものとします。
5. 本プログラムをお申込みのお客様の健康状態に変化があった場合（大きな病気にかかった等）、再度健康チェックリストの提出が必要となります。その場合は、必ず当社スタッフにお声掛けいただくものとします。

第 7 条（トレーニング中の事故等の免責）

お客様は、細心の注意を払ってトレーニング指導を受けるものとし、トレーニング実施中にお客様の不注意により発生した事故および怪我について、当社に故意または過失のない限り、当社は一切責任を負わないものとします。

第 8 条（諸規則の遵守）

お客様は、トレーニング指導を受けるにあたり、本規約を遵守し、当社施設スタッフの指示に従うものとします。

第 9 条（本プログラムの中止、解約）

当社は、お客様が本規約に違反し、または当社が運営する施設の会員として会則に違反する行動をとられた場合、トレーニング指導を中止し、また以降のトレーニング指導を行わず、あるいは直ちに個別契約を解約することができます。その場合でも、当社はお客様に対し本プログラム料金を返還いたしません。

第 10 条（会員の損害賠償責任）

お客様がトレーニング中、お客様の責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えたときは、お客様が当該損害を賠償する責を負うものとします。

第 11 条（お客様情報の管理および利用目的）

当社は、本プログラムの提供に関して取得するお客様の個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に関する方針およびお知らせ」に従って管理します。

プログラム実施期間中に記録した測定値・before—after 画像などの内容は、社内でのプログラム効果実証や個人が特定できない範囲でのデータ公開に使用いたします。

第 12 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

当社は、本規約に基づいてお客様が負担すべき諸費用および本プログラムの内容について、当社が必要と判断したときは、これらを変更することができます。

当社は、前項に定める諸費用および本プログラム内容を変更するときは、1ヶ月前までにお客様にこれを告知するものとします。

第13条（本規約の改）

本規約の改定および変更は、当社により為されるものとし、その効力は当該改定および変更時に本プログラムの契約をしている全てのお客様におよぶものとします。本規約におけるお客様への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

株式会社 Nexfit

2023年7月2日制定